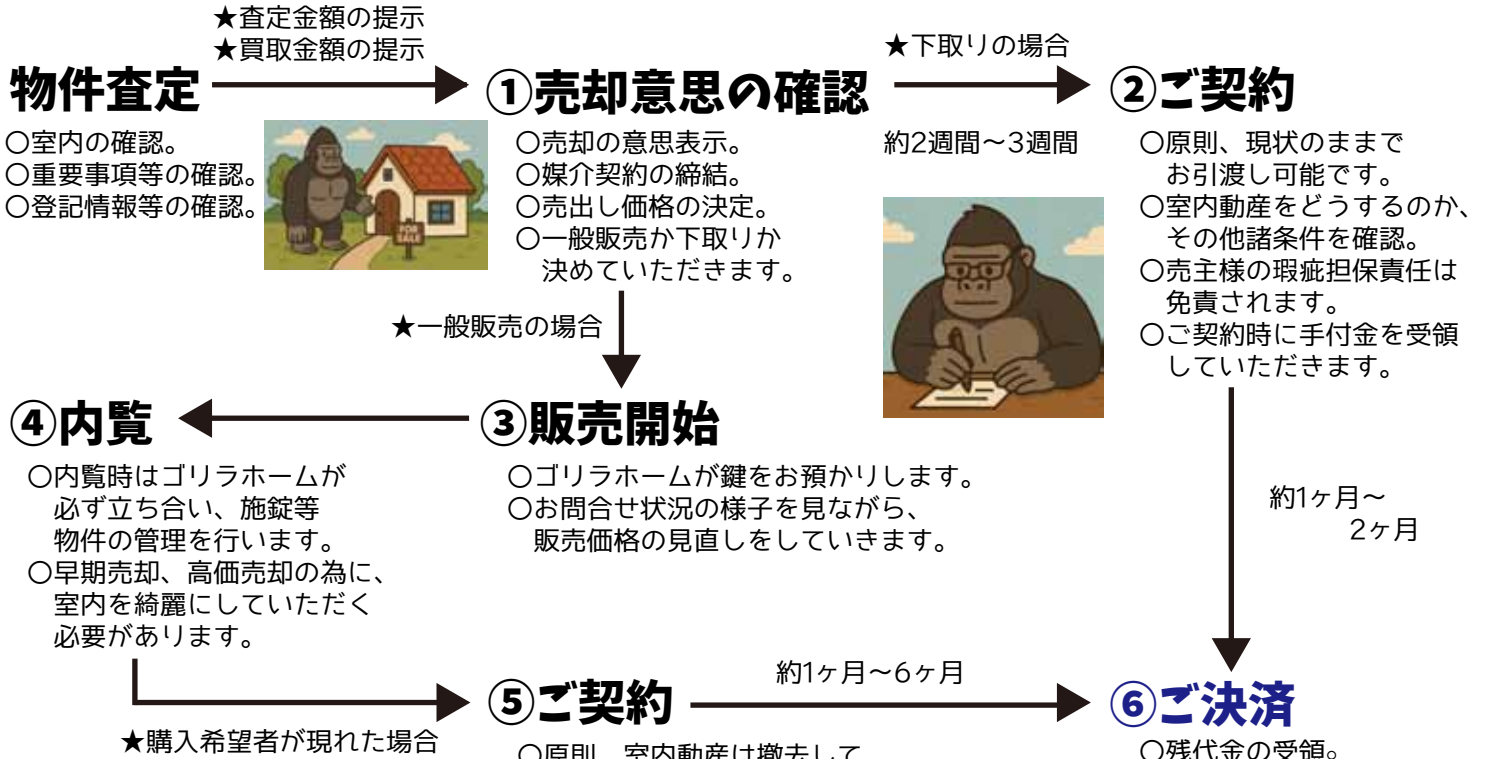


# ☆☆☆不動産売却の流れ☆☆☆

下記内容は条件により変わりますので、すべてについて同様ではありませんので詳しくは担当者にご相談ください。



※ご契約後、買主様の住宅ローンの承認が得られない場合は白紙解約となり、お預かりした手付金等は返却しなればなりません。



## ♪♪♪必要なもの♪♪♪

- ①売却意思の確認 → → 身分証明書 認印
- ②⑤ご契約 → → → → 身分証明書 ご実印 認印 公課証明書  
契約書貼付印紙代(10000円～)  
権利書  
手付金を受領していただきます(領収書はこちらをご用意します)
- ⑥ご決済 → → → → 身分証明書 ご実印 売買契約書  
権利書 印鑑証明書 諸費用(明細を作成します)  
残代金受領お通帳+銀行印

※ご決済時に司法書士が立ち合い、本人確認、書類確認、売買代金の授受等を確認のうえ、法務局へ登記申請を行います。

※原則、売却されるお家には下記の設備は撤去していただく必要があります。  
 別途設備：表札、照明器具、下駄箱、冷暖房設備、家具、カーテン、カーペット、電話ネット配線など